

(様式2)

一般社団法人日本パラダンススポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度版の10年計画を元に、2023年度版中長期計画を策定し、それに関わる協会の事業目標を理事会にて協議し、2023年度7月理事会にて承認を受け、協会ウェブサイトにて公開している。 https://jpdsa-h.org/jpdsa10yearplan/ https://jpdsa-h.org/wp-content/uploads/2023/12/814071828abcbfaaea2e294ef6865a48.pdf 	22.中長期事業計画 26.JPDSA2023年度版10年計画 23.7月27日理事会議事録(抜粋)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・パラスポーツ競技団体組織強化に経験知見ある人材を確保したので、中長期計画に基づく人材採用及び育成に関する計画を2024年3月までに策定公表する予定である。 ・TOKYO2023パラダンス国際大会にて確保されたオフィシャルボランティア体制は、引き続き様々な事業を運営するにあたって今後も有効的に活用していく予定である。 	22.中長期計画 19. JPDSAのウェブサイト組織図 https://jpdsa-h.org/about/ 27.オフィシャルボランティア登録体制管理表(個人名は非公開) 28.10月10日理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 2023年度版中長期事業計画の1-③「経済的自立への基礎確立」に記載の通り、安定した組織運営のための資金獲得体制の確立を目標に掲げ活動をしていく予定であるが、この目標を達成するための具体策を今後、2024年6月までに策定していく。2023年に東京で行ったパラダンスの国際大会にて協賛企業獲得への足掛かりも掴むことができたので、パラリンピック正式競技となることも視野に入れ、スポンサー獲得にむけ積極的に展開していきたいと考える。 (2) 2023年度中長期計画は2023年12月中にホームページに掲載する。 (3) 2023年度中長期計画の策定にあたっては役員などの意見を吸い上げ検討し、理事会にて決定した。 	22.2023年度中長期事業計画 24.TOKYO2023(大会概要書)*スポンサー企業名参照 28.第6回理事会議事録(10月10日開催) 29.協賛契約書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・10月10日第6回理事会にて、女性理事の割合を40%、外部理事の割合を25%とする旨を決議した。今後は目標達成とともに適切な人材を配置できるよう人材発掘に努めていく。 ・2023年7月末現在 外部理事の1名を追加した。(登記済み) ・外部理事の割合 6月現在20%割合(理事5名 内1名外部理事) ・女性理事の割合 6月現在20%割合(理事5名 内1名女性理事) 	20.役員名簿 25.登記簿謄本 28.第6回理事会議事録(10月10日開催)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は一般社団法人であるため評議員は設置していない	25. 登記簿謄本
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在、複数選手による意見交換会などを実施する「選手会」が存在するが、2024年3月までにアスリート委員会規則を策定し、バランスよく委員を配置した「アスリート委員会」を発足させる予定である。	19. JPDSA組織図
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・当協会は、現職理事の内5名の内2名が、実務部門に就任している。しかしながら、理事会は、月1回のペースで開催され、理事と実務部門との情報共有は行われ、理事全員が本職を持っているが、皆、SNSやNET環境を整え、大変スピーディな情報共有体制が行われ、理事会としての判断も非常にスピーディにおこなわれているため適正な規模であると認識している。 ・事務局の下に各部門を形成し、その担当部門は専門の担当部長をおいている	19. JPDSA組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・理事の年齢制限・就任期間については、2024年3月の理事会にて、役員規程を制定することを計画している。 ・2024年3月の理事会にて、他の各改善点なども含め、定款変更を行う予定である。	23. 7月27日理事会議事録（抜粋） 28. 第6回理事会議事録（10月10日開催）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の年齢制限・就任期間については諸表2 3 理事会にて、役員規約制定を計画 ・2023年10月10日の理事会（証憑書類2 8）にて、役員の内任の上限を10年に定める事や他の各改善点なども含め、2024年3月末までに定款変更を行うことを決議した。 ・尚、現在10年を超えて就任している理事はいない。 	23. 7月27日理事会議事録（抜粋） 28. 第6回理事会議事録（10月10日開催） 20. 役員名簿
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「パラダンススポーツ競技協議会」が、現在のJPDSA組織としての有識者集団と位置づけている。各ダンス関係の他団体と協力関係にあるので、その人材も活用しながら、2024年3月までに役員候補者選考委員会を設置することを予定している。 ご参考： https://jpdasa-h.org/about/	19. JPDSA組織図 28. 第6回理事会議事録（10月10日開催）
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会役職員その他構成員を適用対象とした倫理規程を整備し、法令を遵守するようにしている。 	10. 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款、会員規程、強化部規程、強化選手規程、強化スタッフ規程を整備している。 ・今後は、経理規程事務局運営規程を整備する。	2. 会員規程 3. 強化部規程 4. 強化選手規程 5. 強化スタッフ規程 1. 定款
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・定款や事務局規程等を組織運営に必要な規程を整備している。	14. 事務局規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・謝金規程、旅費規程、を整備している。 ・役員報酬については、役員規程などに盛り込み2024年年3月までに整備していく予定である。	15. 謝金規程 16. 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・会計規程を整備している ・寄付金取り扱い規程を2024年3月までに整備する予定である。	28. 10月10日理事会議事録 13. 会計規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・現在はスポットで企業から協賛をいただいているが、今後は、寄付金取り扱い規程と、オフィシャルスポンサー規程を2024年3月までに整備し、スポンサー獲得に向けて活動する予定である。	28. 第6回理事会議事録（10月10日開催）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程は国際大会等選手選考規程にて定めている。 (2) 選手の権利保護に関しては、2024年3月までに、スポーツ仲裁機構を利用することができる旨を国際大会等選手選考規程に新たに追記・整備する予定である。 (3) 選手選考に関しては、選考委員会規程に則り理事・強化部・医事部など様々な役割の者を主体とし、外部競技専門家を加えて、公平かつ合理的に選考している。		6. 国際大会等選手選考規程 7. 選考委員会規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会は独自の審判員制度を有しておらず、本項目は適用されない。		
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・顧問契約ではなく、サポート弁護士1名・サポート行政書士1名・サポート司法書士1名にご登録をいただき、個別案件ごとに何時でも相談できる体制を整えている。 ・今年度は2023年12月までにコンプライアンス相談日を開催し、選手・指導者とのコミュニケーションの場とする予定である。		21. サポートスタッフ専門家名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会規程は整備しているが、委員会は設置されていないため、2024年の6月までに組成する予定である。 来年度からは年1回は必ず委員会を開催する。 (2) コンプライアンス委員会設置後はその機能を十分発揮できるよう役割や権限を定めていく。 (3) コンプライアンス委員会の構成員には少なくとも1名の女性委員を配置する予定である。		11. コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス委員会の構成員にサポート弁護士を配置することが決まっている。他の構成員に関しては2024年6月までに決定する予定である。		11. コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度JPCインテグリティ研修オンライン講座の受講を周知・指導している。受講に関しては、担当者を決め、受講の報せ、受講後の確認などおこなっている。 ・今期後期事業として、2024年3月までに指導者講習会を予定しており、その中で、コンプライアンス教育の時間を作る予定にしている。 	31. 協会通知メール 32. 受講管理チェックシート
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度JPCインテグリティ研修オンライン講座の受講を周知・指導している。受講に関しては、担当者を決め、受講の報せ、受講後の確認などおこなっている。 ・今期後期事業として、2024年3月までに指導者講習会を予定しており、その中で、コンプライアンス教育の時間を作る予定にしている。 	31. 協会通知メール 32. 受講管理チェックシート

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は独自の審判員制度を有しておらず、本項目は適用されない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	「サポートスタッフ」という専門家集団に無償で相談が出来る体制を整えている。具体的な手続き・登記・申請などある場合は各業務規程料金を支払うこととしている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規程を整備している。 ・監事の適正性については、監事履歴書（証憑書類33）の通り、長年金融機関に在職し、管理部門を経験した職歴があり、非常に組織財務・会計について多くの知識を有しているとともに、公正性をもった適正である人物と認識している。 	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・JSC助成金ガイドラインを遵守し、特に、助成事業を開始する前には、必ず理事会にてその事業計画を報告し、完了後はその財務報告も含め、事業報告をおこない、法令、ガイドライン遵守に心がけている。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・JSC助成金ガイドラインを遵守している。 ・令和4年度財務諸表を協会HPにて開示している。 https://jpdsa-h.org/wp-content/uploads/2023/07/235e998132a47dfc1aa34de649f82e.pdf	34. スポーツ振興事業助成（会計処理の手引き_心得） 19. 令和4年度財務諸表
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) (2) 国際大会等選手選考規程、選考委員会規程を整備している。 https://jpdsa-h.org/about/terms/ 直近では、2023年4月25日に「TOKYO2023パラダンススポーツ国際大会選考会」の開催要項を事前に開示（協会ウェブサイトにて開示）し、関係者に周知した。 https://jpdsa-h.org/info/tokyo2023qualifier/ (3) (4) 2023年6月10日に「TOKYO2023パラダンススポーツ国際大会選考会」を開催し、選考会判定結果と派遣選定内容については、対象選手に個別に書面を郵送にて通知した。 尚、選考に関する通知手順は以下の通り。 ①強化選手へは選考会応募用紙と選考委員会内容を事前に選手に渡し、意思確認を行った。 ②選考競技種目を選考委員会と選手が合意。 ③選考会判定結果・派遣通書面を各選手に郵送にて通知。	6. 国際大会等選手選考規程 7. 選考委員会規程 30. 一般社団法人日本パラダンススポーツ協会HPアドレス 35. TOKYO2023大会選手選考委員会（概要） 36. 選考会応募用紙 37. 選考会判定結果・派遣通知書
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・協会ウェブサイトにて開示している https://jpdsa-h.org/about/governancecode/	30. 一般社団法人日本パラダンススポーツ協会HPアドレス

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・倫理規程は整備しているが、2024年3月までに利益相反管理の為の規程を作成し開示する。		10. 倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・倫理規程を整備しているが、2024年3月までに、利益相反ポリシーを策定し、開示する予定である。		10. 倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・独自にて通報制度を現在設置することは困難なため、代替窓口として、JPSA通報窓口を協会ウェブサイト上に周知している。 https://jpdsa-h.org/ https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyomu/tabid/517/Default.aspx		28. 第6回理事会議事録（10月10日開催）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・独自にて通報制度を現在設置することは困難なため、代替窓口として、JSC報窓口を協会HP上に周知している。 https://jpdsa-h.org/ ・今後は以下の日本バラスポーツ協会相談窓口も会員に順次紹介・周知していく。 https://parasports.or.jp/consultation/index.html		28. 第6回理事会議事録（10月10日開催）
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程の第2,3,4条、および倫理規程に禁止行為第3,4条、処分対象者・処分の内容を第5,6,7,8条に定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めた処分規程・倫理規定を当協会ウェブサイトにて周知している。 https://jpdsa-h.org/about/terms/ (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程第10条において定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程第9条に定めている。 (5) 処分規程・倫理規程は協会ウェブサイトにて公開している https://jpdsa-h.org/about/terms/		12. 処分規程 10. 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		
			証憑書類		
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・処分審査については、処分規程第7条にコンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査することと定められている。 ・コンプライアンス委員会は2024年6月までに委員を組成し稼働させる予定である。 		12. 処分規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・処分規程第11条において、スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 		12. 処分規程（第11条）
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・処分規程第11条において、スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定め、協会ウェブサイト上にて周知している。 https://jpsa-h.org/about/terms/ 		12. 処分規程（第11条）
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会規程を置いている。しかしながら、危機管理マニュアル整備がなされていないため「危機管理マニュアル策定委員会」を2023年12月までに設置し、2024年3月末までに「危機管理マニュアル」策定をめざすことを理事会にて決定した。 		11. コンプライアンス委員会規程 28. 第6回理事会議事録（10月10日開催）
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。 		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方組織は現在設置されていないため本項目には該当しない	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方組織は現在設置されていないため本項目には該当しない	